

また、ダーティな国のイメージを払拭すべく、死刑「執行を停止する」ことにより、日本の品位（DIGNITY）を回復して、保持することが必要です。私は、わが国日本が近代国家として、成熟していないと思います。先進国と言われていますが、民主主義また法による支配が実現しているとしても、死刑がある限り、到底、そのようにいえるはずがありません。

死刑の廃止と共に、日本の刑務所の収容者に対する処遇の酷さについても言及することが必要です。わが国の収容者に対する処遇は、ドストエフスキーの生きていた頃、100年前のロシアの刑務所と同一の酷さです。ドストエフスキーは、自分の体験を小説で記載したのです。ところが、わが国では、ほとんど誰もが、この事態について批判しないのです。そこでは、次のような刑務官の台詞が処遇の酷さを象徴します。“処刑される者を考えるならば、お前達は我慢しろ。”刑務官は、自分の立場だけを考慮して、このように振る舞っていることに対しては、決して許せないと云わざるを得ません。このような独善的な振る舞いに振り回されてはいけません。死刑が廃止になり、停止されるとすれば、このような台詞の前提がなくなることになるでしょう。

私達は、終身刑に反対する人々に、その意義を説くことにより、まず、前提として少なくとも死刑執行の停止を実現する必要があると思います。

死刑か、仮釈放のない終身刑か

——カリフォルニア州とテキサス州を調査して——

“The Life Imprisonment in USA”

小川原優之（弁護士、日弁連死刑廃止検討委員会事務局長）

1. 日弁連による死刑廃止についての全社会的議論の呼びかけ

日弁連の組織は、日本の弁護士の強制加入の組織で、2014年2月にその加入数も5万人を超えております。弁護士にも、様々の出自があり、元裁判官や元検察官がおります。そして、死刑制度についても、死刑賛成論の方も一杯おられます。しかし、日弁連の組織として、人権擁護大会で議論の上で決定・宣言された死刑に関する



小川原優之氏

る基本的立場をお話しした
と思います。日弁連は、
死刑のない社会が望ましい
ことを見据えて、死刑廃止
についての全社会的議論を
呼びかけております。その
ためには、死刑に代わる最
高刑の検討が必要です。死
刑に代わる最高刑として、
現行の仮釈放が可能である

無期刑とは別に、仮釈放のない終身刑（受刑者処遇の適正化及び恩赦の抜本的な改善を含む）についても、議論がなされるべきです（参照：日弁連パンフレット「死刑廃止について議論を始めましょう」）。

今日は、日弁連が作成したパンフレットを持って参りました。しかし、USA では、死刑廃止や犯罪被害者の救済を明示する内容の多数のパンフがありますが、わが国では、様々なパンフレットがある訳ではありません。しかも、価値観として、死刑廃止を明示するものも多くありません。マスコミも死刑廃止を明示することはいたしません。しかし、日弁連は、学者の集団でもありませんし、宗教者の団体でもありませんが、死刑制度に対応する現実的な提言をしたい、今の日本社会に合わせた提言をしたいと考えております。

日弁連に加入する弁護士の中には、死刑制度に関連して、仮釈放のある無期刑の運用を主張する者もおりますが、仮釈放の無い終身刑が制度として、一体どのようなものであるかは分からない。では、仮釈放の無い終身刑がどのようなものであるか、調査を試みようということで、日本弁護士連合会では、昨年と今年、USA の2つの州を訪問しました。パワーポイントの画面に記載されておりますように、カリフォルニア州とテキサス州を調査した結果について、これから報告いたしますが、その報告書がまだ数部残存しておりますので、読んでいただければ幸いです。

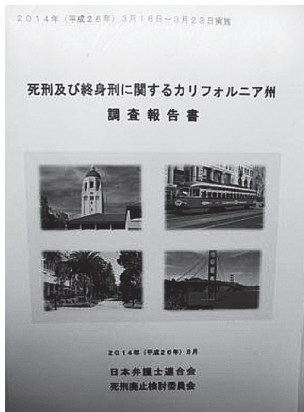
2. 日弁論による USA の調査報告

USA では、50州の内、アラスカ州を除く全ての州で仮釈放のない終身刑制度が存置されております。勿論この制度に対しては、この制度がおかしいとして、反対する人々もいますが、眼の前にある終身刑の制度を見て、ああこのような制度があるんだなとか、この制度が採用されるに至った理由を考えてみることもできる契機となります。しかし、日本における議論は、とにかく観念的になりやすい。これに対して、例えば、欧州人権条約に加盟しているスペインは、有期刑だけで、無期刑はありません。したがって、仮釈放のない終身刑についても、具体的な議論がなし得るのに、日本における議論は、あくまでも抽象的なものにとどまっているのです。私は、死刑制度の存置されている日本において、それに代わりうる最高刑としての終身刑を具体的に検討したいと考えているのです。

(1) テキサス州

日本では死刑制度があり、執行が繰り返されていますが、テキサス州での2012年における死刑確定者は、298名、USA 全体の死刑確定では、同年では、3,108名、テキサス州での死刑執行者は、2012年に9名、2013年に16名、USA 全体の死刑執行者は、2012年に43名、2013年に39名でした。テキサス州では、昨年16名の執行がありました。この州は、死刑になじんでおり、頻繁に執行がなされている印象があります。この州に行ってみますと、西部劇がマッチするようなこの地の人々は素朴で、悪い奴はやっつけるというような、とてもフレンドリーでした。ところが、刑務所での受刑者に対する処遇は、大変厳しいといわれております。そのようなテキサス州でも、2005年から死刑に加えて、終身刑 (Life sentence) として、仮釈放のない終身刑 (Life without parole : LWOP) が導入されたのです。これに対して、仮釈放のある終身刑 (Life with parole : LWP) もあります。USA では、全般的に、冤罪の問題やコストの問題から、死刑の執行数が大きく減少しました。こうした死刑の減少傾向は、テキサス州において、検察官や裁判官などの現場の人達は、仮釈放のない終身刑が導入されたことにより、死刑が減少したと評価しております。





(2) カリフォルニア州の調査の概要

今年訪問した、カリフォルニア州では、2007年以降死刑執行がなされておられません。その理由とされるのは、2006年12月15日カリフォルニア州サンノゼ連邦地裁により、薬物注射による死刑が憲法違反であるとの判決も出たからですが、目下、死刑確定囚は、731人にも及びます。この州では、死刑もあり、既に仮釈放のない終身刑も導入済みです。2012年に、死刑廃止を巡って州民投票がなされております。「死刑か、仮釈放のない終身刑か」(受刑者から被害者遺族への賠償付き)が州民投票に掛けられ、その結果は、死刑存置が52.2%、仮釈放のない終身刑賛成が48%と接戦となりました。州民投票を求めた人達の話では、「市民に対して、死刑制度がかかる仮釈放のない終身刑にして余ったお金を被害者遺族の支援や犯罪対策に充てるべきであると訴えかけた」といいます。この運動の費用としては、5億円位かかったが、負けてしまった。なぜ負けたかという、お金のかけ方が足りなかった。あと2億円あれば、勝利することができた。数年後、また、もう一回住民投票に持ちこむつもりであると言うことでした。

ここで、制度の違いを理解することも重要です。死刑を求刑された人達のためには、いわゆる公設のスーパー・デュー・プロセスが適用されます。弁護士費用や調査官の費用などの手厚い処遇がなされているという国の事情もありますが。単に死刑の廃止だけを問うだけでは、過半数を超えることができないという事情があると思われます。

3. 仮釈放のない終身刑者の処遇

次に、仮釈放のない終身刑者の処遇の問題を取り上げます。

(1) ウィン刑務所 (The Wynne Unit)

この刑務所は、テキサス州ハンツビル市内にあります。一般の受刑者の外に仮釈放のない終身刑受刑者12名が収容中でした。この刑務所は、とても広くて工場と農場もあります。終身刑受刑者も一般の受刑者と一緒に処遇されており、中級クラス

の拘禁レベルでしたが、ただ、一般の受刑者の最高レベルだと許される、刑務所の外に出る開放的な処遇は許されないのです（『テキサス州終身刑調査報告書』（日本弁護士連合会、2013年8月）38頁以下参照）。

(2) サン・クエンティ州立刑務所 (San Quentin State Prison)

この刑務所は、カリフォルニア州サンフランシスコ市内にあります。広いグラウンドがあり多くの受刑者が一緒に様々な運動などをして過ごしている（『死刑及び終身刑に関するカリフォルニア州調査報告書』（日本弁護士連合会、2014年8月）29頁以下参照）。

これに対して、わが国の死刑確定者は、昼夜間独居拘禁という酷い処遇にあります。当局は、その理由として、確定者の心情の安定をその口実としていますが、妥当であるとは到底考えられません。彼らは、拘禁症などの精神的に不安定な状態に陥っております。私見では、こうした事態を打開するために、死刑を廃止して、拘禁者の処遇の問題と釈放のない終身刑の導入などを考慮する必要があると思います。この問題に取り組む人々には、死刑制度の弊害を指摘する人、宗教的な観点に立っている人もいますし、欧州並みの人権感覚の下で対処している方もいるのです。しかしながら、これだけでは、わが国では、死刑廃止には結びつかないのです。

4. 日本でも死刑を廃止して、仮釈放のない終身刑を導入すべき

(1) 犯罪がなされ、捜査が開始し、容疑者が逮捕され、やがて、公判が始まります。裁判員裁判による、時には死刑判決も下されます。しかし、我が国では、USAのように、公設のスーパー・デュー・プロセスが存在しません。その理由で、死刑確定者には国選弁護人も無く、再審無罪を訴える者には拠り所となる者がありません。お金持ちの再審請求人などいないのです。弁護人もほとんど手弁当でなすことが多いのです。この人々のためには、死刑に替えて仮釈放のない終身刑を導入することにより、死刑制度の弊害をなくすことができます。また、冤罪による誤った死刑執行も防止できます。その例として、袴田事件と執行された飯塚事件を指摘できます。ご承知のように、袴田事件で、巖さんが死刑執行されていたら取り返しがつかないことになっていたと思います。さらに、飯塚事件で、死刑確定者であった久間三千年さんは、終身刑であれば、再審の請求を続けることができたはずですが、この事件では、2008年、判決確定後2年余の時期に死刑執行により、無実

を訴えていた久間さん本人による再審への道が閉ざされました。

(2) 仮釈放のない終身刑でも、死刑と同様、市民に安心感を与えることができます。この最高刑が導入されるならば、この処遇者は二度と社会に出られませんので、一般市民への同人による再犯はあり得ませんから、安心感を享受できるということになります。

(3) 被害者遺族にとっても、死刑より仮釈放のない終身刑の方が早期に事件を「終結」することができます。USAで強調されている“closure”と呼ばれる、幕引きができるのです。USAだと、その幕引までには20年も30年間も必要ですが、仮釈放のない終身刑だと争わないから、早期に幕を引くことができることになるのです。

(4) 仮釈放のない終身刑よりも死刑の方が被害者遺族への贖罪ができないことは明白です。終身刑受刑者が広い刑務所の中で働いて、そこで得たお金の一部を犯罪被害者への賠償に充てる制度です。USAでは、被害者支援の一環として、被害者遺族への贖罪の制度が存在します。わが国は、そのような制度がないのですが、終身刑に付随して、その制度の導入を検討する余地が十分にあると思います。

(5) 終身刑の方が、実際には死刑よりコストが削減されるのではないのでしょうか。確かに、死刑確定者も、速やかに執行されるならば、一番安上がりでコストがかからないと主張する方もおられます。しかし、犯罪被害者の死刑にさせたい感情や、被害者と加害者を取り巻く税金を納めている市民の気持ちも付度することも必要です。弊害のある死刑制度の廃止と仮釈放のない終身刑の導入について、是非議論する機会をふやしたいと祈念しております。

【『年報・死刑廃止2014 袴田再審から死刑廃止へ』（インパクト出版会）158頁以下「日本弁護士連合会の死刑廃止についての全社会的議論を呼びかける活動」参考】

死刑を止めた韓国の今

“Present circumstances in Korea, Korea brings the Execution to a Halt”

朴 秉 植 (Park Byungsick) (韓国, 東国大学法学部教授)

韓国では、1997年12月30日になされた最後の死刑執行以来、1人の執行もなされ